

ますこ居宅介護支援事業所運営規程

(業務の目的)

第1条 医療法人衆済会が開設するますこ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう公正中立に行う。
4. 事業の実施にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設などとの連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名称 ますこ居宅介護支援事業所
(2) 所在地 名古屋市中村区豊国通4丁目38番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
(1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
(2) 介護支援専門員 1名以上(常勤1名以上、常勤の1名は管理者と兼務する。)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
(1) 営業日通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の額は、介護報酬の告示上の額とする。
(1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に指定する事業所内

- (2) 使用する課題分析表の種類 23 標準課題分析項目方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道おおむね 3km 未満 300 円
- (2) 事業所から、片道おおむね 3km を超える場合は 1km 毎に 100 円加算

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市市中村区・中区・中川区・西区の地域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であったものに、業務上知り得た利用者または曾於家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人衆済会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年〇回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

附則

この規程は、平成24年10月1日

平成27年1月23日

令和2年1月20日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

令和6年4月1日

令和6年5月11日から施行する。